

第13回大阪市市民活動推進審議会

日時 平成22年8月3日(火) 午前10時00分～正午

場所 大阪市公館 レセプションホール

出席委員(委員・五十音順)

新崎委員 有田委員 楠委員 坂委員 早瀬委員

三木委員 山内委員 矢田貝委員 山田委員

本市出席者

市民局長 市民活動担当課長 市民活動担当課長代理 市民活動担当係長

《傍聴状況》3名

《当日資料》資料1～4、参考資料1・2

●開会

(資料の確認)

(審議会委員の異動について)

(市民局の出席者紹介)

(山内会長)

前回の審議会から半年近く経ちますが、前回以降、2つのワーキング部会において、それぞれ精力的に詰めの作業をしていただいております。ワーキングのメンバーの皆様には、お忙しいなか度重なるご議論をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日はその作業状況について、ワーキング部会のほうからご報告をいただきたいと思います。

それでは、はじめに「市民活動推進拠点のあり方」のほうから、ワーキング部会のリーダーである有田委員のほうからご報告をお願いしたいと思います。

(有田委員)

それでは、「市民活動推進拠点のあり方」ワーキング部会のほうからご報告をさせていただきます。お手元の資料1をご覧ください。これは、前回の審議会に基本的な考え方として提出させていただいたもので、その後の変更項目について、ご報告をさせていただきます。17ページ以降からが、新しい部分になります。

市民活動推進拠点の現状や役割であるとか、地域社会や市民にとっての必要性を述べ、続いて求められる機能について述べてきましたが、その機能を活かすためには具体的にどのくらいの規模の規模が必要なのかということを実体的に検討させていただきました。pia NPOも大阪 NPO プラザ(以下、「ONP」という)も、先にコンセプトがあって、それに基づいて施設を作ったのではなく、遊休施設の活用であり、市民活動を推進・支援するためにはどういう機能が必要で、既存施設においてどういったことができるだろうかということをやってきましたので、ワーキングの中でも、最も理想的なスペースはどのくらいかということとはなかなかでなかったのですが、大阪市の中で施設を探してもらうためには、一定、具体的な数字が必要で

あるということから、議論をさせていただきました。

まず、スペースの考え方としましては、従来以上に多様な方たちが使われる、行政としても大阪市がNPO法人の認証業務を行うことになり、その施設で業務を行うとなると、NPOや市民の出入りも増えてくる。入居団体の職員やボランティア、インターンなどいろいろな人が関わってこられる。そして、今回の中間とりまとめでは、最近注目されていますソーシャルビジネスを実践しておられる方たちも活用できるということを盛り込みましたので、多様な人が使う施設であるということで検討を進めました。

NPOの事務所としては、常設の個室タイプの事務所と常設ですがメールボックスだけを利用して、メールボックスがあることで信用保証になったりするという住所拠点としての事務所、住所は持たないけれど登録制にしてミーティングをしたり活動されるキャビネットタイプのものを考えました。

具体的に言いますと、常設タイプの事務所にはどれくらいのスペースがいるのかということに関しては、pia NPO やONPの両方の平均値を参考にしつつ、全国の同様の施設の事務所の平均数値を調べていただきまして、その数値が 45.2 平方メートルとなっていること、pia NPO とONPの間をとっても同じような数値になりましたので、個室タイプの提供面積としては 45 平方メートルぐらいが妥当であるというように考えました。

では、その中で何室必要なのかということは、大阪市内に約 1600 あるNPO法人の中で、NPO法に掲げられている 17 の活動分野のうち 20%以上を超える 8 分野については、複数枠として勘案しているのですが、地域密着型で活動されているNPO法人には拠点施設に事務所はそれほど必要ないのではないかとということもありますので、なかなか分野で決めてしまうことは難しいこともあり、NPO法に基づく 17 分野プラスアルファとして 8 分野を複数枠とし、25 室としました。ただし、各分野から 1 つの団体しか入れないということではなく、合計として 25 団体分あるということで、分野にとらわれるものではないということです。

その入居においては、選定委員会で一定の基準をもって選定することが必要だということでまとめました。

間仕切りタイプの事務所については、実際に活用されている状況を見ると、減少傾向になっていますし、pia NPO には間仕切りタイプはないのですが、ONPを参考にし、インキュベーションスペースとして 6 割程度を確保しようということにいたしました。

メールボックスタイプについては、先ほど申しましたように、事務所としての活用ということではなくて、住所を置くことで信用保証につながるということにしております。実際に活動するときには、キャビネットを使われたりとかパソコンを持ち込んで使われることになると思います。このメールボックスタイプのほうが利用希望が多いのではないかとということで、入居団体数分にプラスをして 74 団体分を見込みました。

また、そういう団体の人たちには、会議室を借りなくても、作業やスタッフミーティングができるようなミーティングスペースがあれば望ましいということも提案させていただきました。

キャビネットタイプというのは、事務所を常設する程でもないが、週に数時間程度、活動する団体が、その都度、資料をもって来るのではなくて、キャビネットやロッカーを借り、資料等を保管して、団体で共有の鍵を持ち、施設に来たときにそこから必要なものを出して活動する形態のものです。こちらの見込み数もNPOの活動分野の17分野を目安とさせていただきました。

共同作業テーブルが設置されているミーティングスペースにつきましては、メールボックスタイプやキャビネットタイプの団体も使われることが見込まれることから、3団体程度が同時に活用できる4人掛けテーブルで3台程度が望ましいということにしました。

作業スペースは、事務所を構えている団体や登録団体やいろいろな人が活用され、印刷物の製本やさまざまな作業ができるスペースで、コピー機や輪転機などの機器を設置することで各団体のランニングコストを抑えられるということもありますので、pia NPO やONPの機能と同程度のものが必要あるとさせていただきました。

ですから、個室のスペースからミーティングスペースまで柔軟な形態で活用できるものを想定しているというのが事務所スペースの考え方です。

貸し会議室のスペースについては、貸し会議室はどれくらい必要なのかということから議論しました。一番検討したのが、大会議室は必要なのか、必要な場合、どれくらいのものが必要かということです。私たちが活動するのに、通常、150～200人規模が最も多く、1000人を集めるようなものはなかなかない。近くにその規模の施設があるなら、そんな大規模な会議室はなくてもいいのではないかと。大きい会議室があれば、音響や映像などのメンテナンスに人が必要であるという問題もありました。施設を運営する団体が負担にならない程度で利用しやすい規模として、大会議室としては100人から150人規模のものがあればいいのではないかとということになりました。

それ以外の会議室では、pia NPO とONPの利用状況から考えまして、団体の組織内で会議をする、あるいはセミナーを開催するような10人から25人程度のものの小会議室が4室、講座や集会など少し人数が多く利用できる50人程度の中会議室が2室ということにしました。

インフォメーションセンターは、市民活動に関わる情報が集まる拠点として重要な部分になってきます。どれくらいの広さが必要なのかということは、逆に定められたスペースの中でどう活用していくかということのほうが現実的なのではと考えておりまして、ここにつきましては、スペースはあげておりませんが、さまざまな市民活動の情報を収集したり、大阪市が市民と行政の協働ということを大切にされていますので、行政情報であるとか、市民活動の情報の中核拠点として情報発信基地になるためにも大変重要になると認識して書かせていただきました。

そして、さきほど申しましたように、NPO法人の認証業務も行われるようになりますので、それについても、インフォメーションセンターと連動できるような機能にしたいと思っております。必要規模の考え方につきましては、書架スペース、相談スペース、交流スペース等が確保されていけばいいのではないかとということと、私たちが運営してきた経験から、施設管理事

務所の管理業務と市民活動支援業務の常設事務所を分けていたほうが、業務しやすいということで分けさせていただきました。

結論としましては、NPO事務所として1,283平方メートル、貸事務所として517平方メートル、インフォメーションセンターとして310平方メートル、施設運営事務スペースとして90平方メートル、トータルとして2,200平方メートルの規模があれば望ましいというふうに提案させていただきました。

最後に、市民活動拠点施設につきましては、行政だけではなく、企業や経済団体、高等教育機関などあらゆるセクターが支援していくことがなにより大切ではないかと提言させていただきました。そして、この拠点施設を起点として、大阪の市民活動が一層発展し、また、市民活動を促進し支える仕組みを積極的に社会に提案し、実現することが必要であるというふうにまとめております。

(山内会長)

ありがとうございました。大変しっかりと詳細で具体的な検討をしていただきました。数字を入れていただいておりますので、議論しやすくなったと思います。

それでは、今の有田委員のご報告につきまして、皆さんからご意見をいただきたいと思いません。

(坂委員)

具体的に場所などの大きさを決めたときに、果たしてどこにできるのかということもあって、提言はいいのですが、具体的にここであるとか場所はどこなのかということなど、行政としてきちっとできることとして、提言をしなければ意味が無いという気持ちになっています。

また、インフォメーションセンターのところですが、例えば大阪市ボランティア情報センターがその任務を持っていて、行政機関のバックアップとしてそういった窓口があります。私はその委員も兼ねているのですが、例えばインフォメーションセンターに限っても、各区の人員体制にそういった役割を行う人がいるのかどうかも、こういった場所で提言させていただければ、前に進むひとつのきっかけになるのではないかと思いますので、2点発言いたします。

(市民活動担当課長)

昨年の10月に中間的な取りまとめをいただいて、関係局や資産運用のセクションと調整をしたり、予算要求として調整をしていく中で、ワーキングで検討いただきました規模の部分、審議会からの最低限見込まれる規模はどうかを審議会としてご意見をいただきたいということも内部でありましたので、ワーキングでこの間の検討をいただきました。

適正な規模というものを真摯に受け止めさせていただいて、資産運用のセクションと協議をさせていただいた中で、大阪市の新設の施設にはならないという状況は変わらないのですが、有効な遊休の施設というものを、われわれの意見を聞いて選定していただくようしております。

十分にご意見を踏まえつつ、最低限ということで認識しておりますが、いろいろな施設を早急に選定した中から、ご提示させていただいて、この中間的なものから最終的なものに進めていくというふうに思っております。

ボランティア情報センターの話もありますが、地域との連携という課題もありますので、運営面においても有効な関係性といったことも審議会の中で議論していきたいと考えております。そういった認識であります。

(山田委員)

施設調査費を予算化されていると思うのですが、施設調査についての進捗状況と動きについて教えていただきたい。

(市民活動担当課長)

順番的に言いますと、施設の候補があつて施設の調査に移ると認識しておりますので、まず、選定のほうをクリアしていかないといけないのではないかと思います。もちろん予算のほうは計上しておりますして、今回検討いただいた内容をもって、いくつかある大阪市の遊休施設を探しに行くこととなります。今回検討いただいた内容をもって資産運用の部署と調整し、具体的な候補を出してもらうこととなります。その施設に対し、検討内容をどう反映させていけるかの調査になります。

(山田委員)

第9章の行政財産の活用のところで、あくまでも普通財産が望ましいということで、望ましいという表現で止まっているのですが、このへんも加味しながら動いていってもらうということになるのですか。

(市民活動担当課長)

中間的なところから、調整的なところに入っているのですが、今後はこの第9章のところの内容が膨らんでくることになるのかと思っているのですが、具体的な施設がないと、なかなか議論にならないという意見もいただいておりますので、候補施設の選定が急務であると考えております。

(早瀬会長代理)

確認ですが、資料に今後の進め方というのがあつて、8月から11月の中旬ぐらいまでが候補施設の選定となっていて、11月上旬までには候補施設の選定を行いたいという感じなのかなということですね。

(市民活動担当課長)

後ほど、スケジュール感の説明をさせていただきますが、早瀬会長代理のご指摘のとおりので日程でいければと考えております。

(山内会長)

今の説明だと具体的な候補があつて、この考え方を出しているのではないということなので、この報告で提言する施設の規模というのが最低限のものを提言すべきなのか、ある程度理想的なものを提言すべきなのかという基本的な部分の考え方の問題が出てくるのですが、例えば常設事務所について大阪市内のNPO法人の20パーセントを目安にすると350団体になって、その中から25団体分を基本的な考え方とするということになると、1割以下になります。そうするとそれはそれで、需要は満たせるのかという検討があつて、根拠は何かということに

なると思います。既設の pia NPO と ONP の面積を合計すると 7000 平方メートルは超えるわけで、それからすると随分と慎ましい施設になることになります。

pia NPO と ONP も稼働率ということでは、100 パーセントに近いし、潜在的な需要はもしかするともっとあるかもしれません。そういった中で、わりとこういった抑制的なレポートでいいのかどうかということがあるのかなと思うのですが、そのあたりはワーキングではどういった議論をされていましたか。

(有田委員)

今の会長のご意見にお答えすると、立地と家賃の関係で、立地条件が良いところなら入りたいと思う団体はたくさんあると思います。しかし、この機能を満たす施設であっても、不便であれば、ニーズは低くなるのではないかと思います。そこが一番の問題です。

家賃を NPO が入りやすい設定にするとか、山田委員が言われた運営をどうするのかということも、指定管理者にするのか、普通財産にするのか、行政の補助金が入ってくるのか、運営団体が独立採算でやっていくようにするのであれば、施設の稼働率を上げ、入居団体を満杯にして家賃収入でやっていくのか、メンテナンスはどうするのかということなど、すべて連動して考えないといけないという議論になっていました。

(楠委員)

有田委員のお話のとおり、家賃とか規模感とか役割は、実際の施設が決まらないと、鶏が先か卵が先かというような議論になってしまいます。スケジュールの話もあったのですが、具体的な施設候補が出てきて、報告書の考え方にそぐわないようなものが出てきたときに、もう 1 回それに合わせてワーキングをするのか、落とすところはいいのかという部分が今後どうしていくのかわからないというのが実際であります。基本構想にそった形でというのが審議会の意向にそったものになりますが、びったりという施設候補はないと思いますので、施設が決まったときにどう具体化していくのかというのが課題になるかと思います。

(新崎委員)

候補地の選定というのは、ある程度、複数の腹案でも出していただいて、例えばパターン A ならこういった形でというように進めるほうが、具体的に進めやすいのではないかと思います。

(三木委員)

基本的なところで質問ですが、今議論している基本的な考え方と実際の選定との関係なのですが、今はまだ案の段階で選定も平行して行われているので、具体的に候補が挙がってくると、この内容も変更していく可能性はあると思うのですが、現時点では有田委員がご説明されたとおり、ある程度のイメージを出していただいている状態で、最低限のイメージとしてこういった施設を探してくださいということで報告をみたらいいのかなというのがひとつの質問です。

それと、最終的にこの考え方というのはどの時点で意見書としてまとまっていくのかというのがもうひとつの質問です。

(市民活動担当課長)

報告の中にある機能というのは、フルセット型というか、これまでの機能を継承しつつ、こ

れからのニーズにも応えられるものが、機能的には全て盛りこまれているかと思えます。確かに、2,200平方メートルということで数字には出ていますが、すべて適合する施設が出てくるのかというのは、先ほどの説明のとおりでありまして、2,200平方メートルの建物を探しにしているわけではありませんので、もちろんより狭くなることは避けなければいけません、規模を大きくすればするほどランニングコストがかかるとかそういった点も、有田委員のご説明のとおりでございまして、2,200平方メートルは確保しつつ、あとはランニングコストも考慮しながら、大きな施設があるのかどうかということも考えていかないといけないということで、三木委員のお話されたひとつの理想形のイメージということになるのではないかという認識でおります。

(早瀬会長代理)

先ほど山内会長からのお話があったとおり、pia NPO と ONP が基本的には閉鎖する可能性が高いというような噂は聞いております。

しかし、資料で提案しているスペースはその両施設のスペースより狭くて、簡単にいうとあぶれてくる。両施設の全部の団体が新しい施設に入ることは今の状況では難しい。

そう見るのか、今回の話は市役所の中の施設の担当部署と交渉するために、この報告のスペースは最低限のものでこれ以上のものが必要であるとまとめた書類で、もちろんこれより広くても良い。もともと既存の両施設には事務所を持つ団体が入っていて、稼働率も良かった。この報告より広いところはいいということではなくて、この報告の規模が最低限のもので理想形ではないということはおっしゃっていただいたほうがいいと思います。

もちろん相手あってのことで、ここだけの議論で決められないのは分かっていますので、含みということで、これより広がることはあっても狭まることは避けたい。もちろん場所の問題はあるので、すごく広い施設でも不便な場所にあるものは避けたいのですが。

(山内会長)

有田委員のほうから、需要は条件次第というお話があったのですが、条件次第ということは、今の pia NPO や ONP の立地条件や家賃水準などからすると、暗黙のうちに相当条件の悪いところを想定していることになるのかなと思ってしまいます。

規模が両施設の合計からすると 3 分の 1 になってしまうので、それぐらいの需要しかない施設というのは、逆からいうと暗黙のうちに相当条件の悪いところを想定していることになって、そういうことを候補施設が決定する前にイメージしてしまうと、そんなものでいいのですかという話になってしまうのではないかとこのところを危惧しています。

(楠委員)

それもこの議論を始めた当初から出ている話で、pia NPO と ONP があるのだけれど、ONP は大阪市の管轄ではないということがあります。引継ぐとした場合にボリューム感も言い切ってしまうのでいいのでしょうか。まとめという段階で数字の話もそぐわないということもあるかも知れません。そのあたりも曖昧なのであれば、機能や役割は良いとして、数字で誤解されるようなことがあればそれも検討していかないといけないと思います。

(市民活動担当課長)

両施設につきまして、成り立ちが違うというのはお話いただいたとおりでありまして、庁内の中でも大阪府のものをそのまま引き継ぐのかというご意見も出るかもしれませんが、両方の施設の相乗効果というものを事実として受け止めて、これからより発展させていくための両施設の検証を行いワーキングで検討を行ったと思っておりますので、決して大阪府の機能だから大阪市は削除するというものではありません。内容として含んでいるという認識であります。

(山内会長)

それだけ懐の深い考えがあるなら、なおさら両施設と報告の中の施設の面積の落差をどう説明するのかなと思います。市場の家賃に近いようなところを考えておられるのであれば、相当需要は減ると思うのですが、それだと協働施策の一環としての施設の意味合いが薄れてくるので、基本的な考え方に関わるころだと思えます。

(市民活動担当課長)

今現在で候補施設が決まっていない段階で、両施設の検証を踏まえたものをこの案の中に入れて込んでいくものと思っておりますので、現時点でこれ以上のものは難しいのではないかと思います。

(山内会長)

数字を入れるのであれば、ある程度幅を持たせたものにするかケース分けしないと、この数字がピンポイントででてしまい、独り歩きしたら危険だなと思えます。

もうひとつは、試算の設定がNPO法人を基本に試算されていると思うのですが、pia NPOとかONPはNPO法人以外の団体も入っているので、つまりNPO法人だけに限っているから面積の試算が狭くなるというロジックなのか、少しはっきりしないのですが。

(坂委員)

スペース問題とは切り離して、参考資料に環境の整備という項目があって、公共施設の提供、さらには市営住宅の空き住居の活動拠点としての活用があるのですが、先ほどからのスペース問題は一箇所にビルを借りてスペースが必要であるとする提言もあれば、こういうふうに身近なところにも活動拠点になっているところがあるのなら、その数字を資料にプラスして書き加えれば、減ったイメージを区役所とか市営住宅で活用しているのだということも、この際、表してほしいなと思えます。

(市民活動担当課長)

実際、地域密着型のNPOが活動されておりますが、中枢拠点とするならばそれをうめるような関係性というものもありますので、お話いただいたとおり、区役所のなかのスペースや市営住宅を活用したものもありますので、複合的なオール大阪としての機能というものも必要かなと思っておりますので、引き続き検討させていただきたいと思えます。

(有田委員)

提案している部分は市民活動のコアになり、区役所の中でも東成区役所には共同スペースが生まれていますので、そういうところと連携して、相談業務など一部の機能の提供は、できる

のではないかと思います。コアとなるセンター施設として位置付けしていただければと思います。

それから、この施設は一棟建てでなければならないのかという議論もしました。アクセスとかニーズを考えると、便利なところであれば、例えば、ビルの2フロアを借りるということも検討していてもいいのではないかと思います。pia NPO やONPを想定してしまうと、どうしても、一棟建てを考えてしまうのですが。

(早瀬会長代理)

日本で最初の施設である神奈川ではJR横浜駅前にビルの4フロアをとっています。

(有田委員)

何を一番重視するかというと、アクセスであったりということになるので。

(市民活動担当課長)

普通財産か行政財産かという問題が、実際は出てくると思います。実際は家賃がかかってくるのではということもあります。その予算はどうやって確保すればいいのかなという部分があります。柔軟な運営ということで基本的に独立採算を目指す方向で検討は進んでいるのかなと思いますが、そういった複合的なこともあろうかとは思いますが、その辺も検討材料にはさせていただきます。と思っています。

(三木委員)

引越のような話なので、引越するときには、どの程度の広さでどれくらいの部屋数でといったことが必要になってくると思いますので、その部分をここに書いてあると思うのですが、引越先がどの位置にあつて駅から近いかとかビルの中でもいいとか、そういうところも大事な話になるので、有田委員がお話されたイメージも含めたこともあるのかなと思います。

場所の問題も、大阪市の市民活動団体の現状からして、どういった場所が望ましいといった議論も必要ではないのか。あるいは議論されてこられたのか、イメージを反映できるものがあるのか教えていただきたい。施設を採す段階で、市民活動団体にとっては、そこには行けないということも出てくるかと思いますが、駅からバスに乗るようなことになっても困るということもあるかと思いますが、そんな話はしなくていいのかなと思うのですが。

(有田委員)

ワーキング部会の中でも委員の皆さんはアクセスが大事ということは常にお話されてきました。ただ、新築ではないので、遊休施設の中から探していただくに際し、探しやすいための条件提示をさせていただくものであるということです。

NPO法人の認証業務もありますので、現在、大阪府が認証しているもののうち、6割ぐらいは大阪市がやらないといけないということも考えると、そんなに不便な場所にはならないのではないかと思います。わりと中心的な場所になるのではないかと考えています。

(市民活動担当課長)

昼間人口が多いというのが大阪市の特性ですし、お勤めの方や学生の方にも立ち寄っていただきたいなという気持ちは認識しています。

(山内会長)

大阪市と同じぐらいの人口規模のところがどれぐらいの規模なのかというものは比較表みたいなものでもあるとイメージはしやすいですね。

(市民活動担当課長)

本日も用意はしていませんが、ワーキングの話し合いを進めて平均とかをとらせていただく中で、調査はしております。横浜などはテナント方式ですが、規模等は参考にさせていただきました。

(山内会長)

これをどのタイミングでどのようにまとめるかとなると、候補施設が具体的に出てくるタイミングは非常に微妙ですよね。

一方では、具体的な数字があったほうが交渉しやすいというものがありますし、他方では、候補が複数でも出てくればレポート自体が具体的に作成できるという話もあります。

(市民活動担当課長)

庁内の中で、なかなか具体的に候補がでてこないということはあるのですが、ご意見を踏まえた内容のものとして、これをどう活用していくかになるかと思っております。一定まとめまして、審議会からの意見としてこういった内容ができていくというイメージはしております。

(有田委員)

資料には、候補施設の選定は大阪市の役割になっていて、審議会には役割としてないのですが、複数施設が出てきたときに、審議会の中で機能であるとかアクセスとかを考えて候補を絞らせていただくことが可能なのでしょうか。大阪市のほうから、この施設ですと選定され、次の審議会では運営のあり方の検討に入っていくことになるのでしょうか。

(市民活動担当課長)

この間もそういった調整をやっているのですが、複数個所の提示というのは少なくともできていないと思います。提案という形ではさせていただけると思うのですが、施設管理の部門で選ばせていただくことになるかと思っております。審議会の中でいくつかの候補施設の中から選んでいただくことにはならないのではないかと考えております。

(楠委員)

今の話に関連して細かい話になるかもしれませんが、候補の箱があって事務所や間仕切りとかの改修が必要になって結構お金がかかるということがありえると思うのです。例えば空調をやり直さないといけないとか柱の問題とか。改修することで利用料に反映してくるような話になるとそもそも話から変わってきます。庁内で議論されると思うのですが、そういったお金も込みで考えていただいているのかということはどうなのでしょう。利用者で改修するような話になるとそもそも話が変わってくるのではないかと考えております。

(市民活動担当課長)

まず箱があって、機能を満たすためにどのぐらいの改修が必要なのかを調べるのが調査であって、予算要求という形で改修予算をとって改修して運営を行うことになりますので、ランニ

ングと初期投資との連動は考えられていないと思います。最初にこれだけお金をかけたのでこれだけの運営費になるというものではないと思います。できあがったものを有効に活用してくれという形になると思います。

(新崎委員)

原則論としてお聞きいただきたいのですが、市民局の遊休施設を探しているということでお伺いしていたと思うのですが、そういうことでよかったのでしょうか。

(市民活動担当課長)

現状ではオール大阪として探していただいている形になっております。

(新崎委員)

例えば遊休施設が市民局で対応できるものに限るのであれば、他の部局でそういった候補地を柔軟に選択していただいているのかなと思ひまして、その確認ということです。

市民局の中だけではなくて、大阪市の他の部局も含めて候補地として検討していただいているというところでよいのでしょうか。

(市民局長)

大阪市にも遊休施設がたくさんありまして、オール大阪で他の用途も含めて全庁的に検討していこうというふうになっていまして、市民局の所管に限っているわけではありません。そうなると、市民局が所管している施設でも市民局の勝手にはできないので、全庁的に議論しましょうとなっております。

ただいまご議論いただいていますように、具体の施設の案と申しますか、イメージをお示ししませんと具体の検討にはならないかと思ひます。従いまして、全庁的な議論の中でリストアップまではできているものの、どれとどれが使えるかということは、もう少しお時間をいただきたいのですが、ワーキングの中で具体の施設イメージもご覧いただき議論いただかないと分かりにくいかなと思ひます。

もちろん面積基準にしても、もちろん最低限と考えておりまして、これもまた既存の施設がありますので、あつらえたようにぴったりはまるようなものはないかと思ひますが、これを最低限として施設を探していくというように考えております。共用面積と部屋として使える部分がありますので、面積も流動的になる部分があるかと思ひますので、そういう意味からも具体の施設イメージでご議論いただかないといけないと思ひております。

(山内会長)

既存施設のサービスなどを含めて遜色の無いものというものが、一番基本になると思ひます。既存施設としては両施設を合わせて7,500平方メートルぐらいになって、既存の施設もすごく便利などころにあるわけでもないのに、それよりも不便になることは、私としてはイメージができません。

同じぐらいの便利さと家賃条件ということで考えると既存施設の規模を下回らないと考えることがベンチマークになると思ひるので、こういった数字を出すというのは本日初めて見たことでもあるので私としては承服しかねます。大阪市としてどういう施設になるのかというのは

今後出てくる話になるので、大阪市域の必要なスペースはこれくらいのものでありますという資料になると、両施設を合計したものになるのであって、最初から縮減したものを出してそこがスタート地点というのはどこかおかしいような気がします。

もう少しで具体的な施設がでるのなら、私としては数字を出さずに、元のレポートのままでおいておくほうがいいのではないかと思います。

(市民活動担当課長)

元に戻りますと、両施設の同じようなスペースを調整してこういった数字になってきたと思います。

(市民局長)

先ほど申しましたように、具体の施設をお示ししながらご議論できればいいと思うのですが、ご理解いただきたいのは、pia NPO が元の港湾局庁舎でONPが府税事務所だったところを使っていたいておまして、相当大きな施設になっております。2 つ合わせて 7,000 とか 8,000 平方メートルとかいう施設になると相当大きな施設になってまいります。したがって、そのまま充足するとなると選定作業も相当困難を伴うこともあるかと思っておりますので、むしろ機能面でお示した施設でご議論いただかないといけないのではと思っております。

もうひとつご理解いただきたいのは、それくらい大きな施設になりますと、今空いているものになると、耐震改修をしないと使えないような施設になってまいりますので、そうすると期間も費用も莫大なものになりますので、それも私どもも悩ましいところでもあります。

したがって、会長の本日のご指摘は踏まえたいとは思いますが、現実的な議論にならざるを得ないというのはご理解いただきたいと思っております。

(山内会長)

単一の施設にこだわる必要はないので、割とネットワークを組めるような複数の施設を組み合わせてもいいと思います。

それでは、だいたい皆さんのご意見はいただきました。何がわかったといえば、具体的な候補がないと議論にならなくて、これ以上の議論を進めることができないということがわかりました。

次回の審議会としては、ワーキングで議論を進めていただく中で、重要な節目がくれば、臨時に審議会にかけるようなことがあれば開催すればいいと思います。もう少し具体的な候補が出てきたら、スケジュールについても少し具体的になるのかなと思います。

(市民活動担当課長)

ワーキングも含めまして、議論を進めていってコミュニケーションをとりながら、検討してまいりたいと思います。

(山内会長)

それでは、市民活動推進拠点のほうの議題は終了しまして、協働指針のほうの策定の作業状況をワーキングのリーダーを務めていただいています早瀬委員からご報告をお願いしたいと思います。

(早瀬会長代理)

資料をお配りしております 2010 年の 6 月 16 日版の協働指針【実践編】の骨子案をご覧ください。

昨年は、協働指針の【基本編】を策定しまして、それをベースに実践的なものを作っていこうということで作業しております。

ただ、ワーキング部会の中では文章をつくるという作業とは別に、後ほど報告があると思いますが、大阪市協働推進連絡会議という職員の皆さんの局横断的な議論をする会議がありまして、そちらと議論をしておりました。さらにいうと、6 月 16 日版で案を作ったのですが、その後、大阪市協働推進連絡会議の作業部会があるのですが、そちらから具体的に協働の事例というのは、どんなものがあるのかというようなことを出していただいたりしました。そちらの作業は少し進んでいるのですが、7 月 15 日に作業部会の皆さんとワーキング部会を一緒に開催して、そこで出てきた様々な協働の実践例を【基本編】を含めて、実態の協働事業の枠組みに合わせたものを作らないといけないなと思っております。

実際には、審議会が本日は第 13 回で、拠点施設のほうは第 15 回に再度議論をされる予定ですが、指針のほうは評価していただくのは次回の第 14 回の報告のときに、かなりまとまったものが出てくると思っております。

【実践編】のなかでは、最初のページにこんな項目になるのかなといったことを踏まえ目次があって、次に、協働事業の際の PDCA サイクルはどのように回るのかということを図にしてみました。そうすると企業の場合、PDCA はその現場で動いていくのですが、行政は議会のチェックを受けるということがあるために、すぐには回らない。

どういうことかという、初年度事業の実施があつて、議会にかけのために中間評価を行うのですね。つまり、事業を全て完了した後に評価を行っては間に合わない。中間評価をベースにして改善案と企画を練り直して実施していく修正改善になるのですが、その上で最終的な事業改善につなげていくのは、事業が終わった後に最終的な評価があつて、それを踏まえて企画して実施していく。そうすると議会が 1 年目と 2 年目に 2 回あつて、行政の PDCA はこういう風に動いて、修正改善するための流れになるということです。行政の場合は、民主主義的に動かしていくので流れとしては、こういったことになるというのが確認されました。その辺、今までこういった議論はしてなかったの、一番の発見というか、わかったことになりま。実際に行政はわかっておられるのですが、ワーキングの中でもあらためてこういうことかということがわかりました。

以下、文章が続いていくものは、実は【基本編】のところでも最初に書き込んでいた部分になって、【基本編】は理念だけを書き込んでいこうということになったので、削除した部分を掘り起こしたのになります。

新しく書いた部分は、資料の 3 ページの施策の選定にあたって、既存事業を「市民協働型」に移行する場合となっている部分で、千葉県や佐賀県がやっているものもあるのですが、①から⑥まで項目があつて、①は事業仕分けとなっていて、よくある事業仕分けはピックアップさ

れたものをやることになっています。しかしここでは、そうではなくて、すべての事業についての洗い出しが本来は必要だよねということや、そこには評価の仕組みなども必要になっているのですが、最終的には⑥の協働の契約書作成につながっていきます。よく協働型契約ということが検討課題ということと言われていますが、契約書の作り方においては委託が中心のイメージなのですが、一方的に委託をするのではなくて、お互いに成果の確認ができるような評価指標などがあれば、そういったものを契約にいられていければどうかということを検討していこうということです。

次のページは、具体的に施策などをラウンドテーブルで作っていくというか、関係するNPOなどに働きかけをしていくということで、最後の項目で市民の発意で市民協働型事業をやっていく場合ということにまとめております。

7月15日の協働推進会議の作業部会との合同会議以降に、ワーキングの議論の時間を取れていませんが、実際にはこういった形で新しく協働のパターンを作っていくこともあります。

しかし、現にある大阪市の事業で特に地域の関係団体と一緒に実施されている事業としては、例えば安心安全なまちづくりを進めようということで住民団体と行政とが進めていく中では、こういう枠組みというよりは、別の言い方にすると補助とか共催とかよく言われているところになります。このような枠組みでやるという市役所や区役所の職員の皆さんと地域の役員さんが話しあって、壁に落書きがたくさん書かれているがどうしていくかということのを両者で話し合いを進めながらやっていくときに、その事業にお金をつけたら補助になるのだけど、企画そのものは区役所の職員さんと住民とが考えている。委託だけど、コンペでやっていけばいいという発想ではなくて、施策を作っていくプロセスがボランティアベースのものも含めて、主催事業への市民ボランティアの参加促進のように先日の世界陸上のイベントに対する市民参加のようなイメージになります。そういった場合はこういうイメージになりますが、果たして区役所なんかでやっている落書きを消すようなものというのは違って、区の中でボランティアベースとして自分たちでやっていこうというものとうまく当てはまるような枠組みを作っていくかといけないのではないかなということが、7月15日のワーキングと打合せをしていく中で出ています。

重要なこととしては、これはかなり中間的なことなので、現場の皆さんと打合せをする中で、バージョンアップするときに出てくると思います。もうひとつ、作業部会とやっていくのがかなり膨大で緻密な作業になってくるので、業者委託をさせていただいて今後、業者の報告書が出てくると思います。去年は審議会の報告書としては自分たちで書くというかなり異質なものになっていたのですが、今年は市民活動情報センターに委託してやっていくことになります。委託先の業者が協働型契約のことをよく研究しているので、そういう研究なり成果を活かしたものができるとは思っていないかなと思っております。

中途半端な報告になりますが、協働指針の報告としては以上になります。大阪市協働推進連絡会議については、事務局よりご報告があると思います。

(市民活動担当課長)

引き続きまして、資料3になります大阪市協働推進連絡会議についてのご説明をさせていただきます。

前回の審議会におきまして、今年度が始まるまでに全庁体制の整備をやっていきますと説明しておりまして、その後に構成メンバーの役職や部署の検討や既存の市民活動公益推進会議がありますので、そういった組織との整合性を庁内で調整を行いましたところ、指針作りへの具体的な関わりというか、実務的な協働推進の検討に比重をおきまして、このたび6月25日に大阪市協働推進連絡会議という名称で一定整理して設立されております。

内容につきましては、具体的には全所属から1名ずつ選出されております、協働の推進を担う課長級の職員によって構成されております。その推進役としまして情報公開室の市民協働担当課長をリーダーにおかしていただき、サブリーダーとしまして同じく情報公開室市民情報部参画協働担当課長と市政改革室行財政担当課長と私になりますが市民局市民部市民活動担当課長の3名であたらせていただいております。所属を超えた職員の協力を得て課題の整理を行いますとともに、協働を推進するために新たに設置したところです。

この連絡会議の内部組織としまして、本市職員の参加のもとの協働指針【実践編】の策定にあたり、審議会の中の指針策定ワーキング部会と連携・支援することを目的としまして、現在では8局と5区の合わせて13名の係長級の職員で構成される「(仮称)大阪市協働指針【実践編】」策定支援作業部会を立ち上げております。この13名の選定にあたりましては、審議会のワーキング部会とメンバーの構成を調整しております。

具体的に作業部会の活動としましては、7月1日に第1回作業部会を開催しまして、早瀬委員のほうから「大阪市協働指針【基本編】・【実践編】の目指すもの」ということで共通認識の共有化を図ってまいりました。今後、指針策定において連携していくことに先立ちまして、職員にガイダンス的なご説明をいただいております。

次に7月14日には、指針策定ワーキング部会と作業部会を合同で開催しまして、各局と各区の協働の実例について、ワーキングの委員の方からヒアリングを行っていただきました。今後も、明日、作業部会の開催が予定されております。こうした取り組みの中で、職員の意見や実際の現場実態の反映というものも見込んでおります。報告については以上です。

(山内会長)

それでは今の報告についてご意見をいただきたいと思います。

(有田委員)

仕組みの位置付けがよく理解できないのですが、皆で議論して現場の声を反映したものを作るということは反対するものではないのですが、協働推進連絡会議と審議会は対等であるというものなのですね。しかも市民活動情報センターに委託して、それなりの指針を作ろうとされていると思うのですが、決定するのはワーキングのリーダーの早瀬委員なのかとか、もう少しわかりやすくご説明いただけないでしょうか。

(市民活動担当課長)

基本的には審議会の支援というふうに思っております。ワーキング部会の中で委員の皆さん

に動いていただくこともあるのですが、より意見集約であるとか策定支援ということの業務支援ということで市民活動情報センターに入らせていただいているということになります。その中で、もう少し、職員意見を反映させるということで作業部会というものを活用して意見を取り入れようとしておりました、作業中ではありますがそこに審議会としてのご意見を反映いただきまして、答申にさせていただくという流れになっております。

(早瀬会長代理)

具体的な流れとしては、作業部会のメンバーにも加わっていただきながら指針を作る。つまり作業部会として係長級の職員の皆さんに集まらせていただいて、実際に現場でやっておられる中から感想をいただくということです。

その中で「振り返りシート」を作ったほうがいいのか。そうすると評価ができるということで、シートの中に協働の相手と行政との対等な関係をどう作りましたかというような質問がありました。もともと行政に権限とか権力があって、住民側には少なくとも上位解脫的に物事が決まっていくということがあると思うのですが、実際には、住民の方にボランティアな参画を期待しながら職員と協働する場面というのは逆になります。住民の皆さんがボランティアなのに行政職員の皆さんは有給職員として参加されるのですごく気を使われる。

そうすると、その評価の言葉遣いというのは少し違ったものになるので、なじむものにしなないといけない。そういうことを作業部会の皆さんにチェックしていただき、実際に作っていく中で役に立つものになるようにしています。ただ、作業部会に入っておられる係長級の職員の皆さんが参加する根拠というものがなくて何で参加するのかということにもなるので、その上に「大阪市協働推進連絡会議」が作られています。

実際には、課長級の職員の皆さんにも作業部会にも顔を出していただくようお願いしています。なぜこの人が作業部会のメンバーなのかというのが、この連絡会議みたいにオーソライズされたものがないと中途半端な形になることがあるのですが、現実的な性格としては、かなり現場の実態にそったものにするために作業部会に入らせていただいているということになります。

(坂委員)

いただいている資料の「市民活動楽市楽座をめざして」の進捗状況表の中に「市民活動の啓発」「環境の整備」とありまして、審議会の委員の中にもこの楽市楽座について検討した委員の皆さんが多いのですが、先ほどから具体的な【実践編】を決めるときには、これまでこの審議会と市民活動推進懇話会で検討された項目の報告が出てくると思います。そういったことが、先ほど早瀬委員がお話されたように、係長級の皆さんがどういう状況だったのか、どう進んでいったのかというのを実際にみていただいて、PDCAをまわして実施していただくところまで持っていかないと、ペーパー上であれをやったとかだけを見ていくのではなくて、机上の論議もいいのですが実態を優先したいので、実態を見ていくときには「楽市楽座」も参考にしていただければいいのではないかと思います。

(山内会長)

協働推進連絡会議は協働指針の【実践編】が策定されるまでの時限措置なのかということと、作業部会の構成員というのは所属を代表しているのか、プロジェクトチームみたいな形で選定されているのかということをお聞きしたいのですが。

(市民活動担当課長)

まず連絡会義のほうですが、当面の課題としましてワーキング部会と審議会のほうで策定された成果物を普及啓発していく中で、どうやって活用していくかという庁内の組織の中でも議論はさせていただくのですが、職員研修のプログラムとかもありますし、今は指針策定の作業部会もありますが、まだまだ検討する事項もでてきて作業部会も必要になるかと思われまので、時限的な措置ではないというようにしております。

それと、現在の作業部会で動いております構成員でいいますと、まず政策推進ビジョンというものがあまして、ごみ減量ですとかホームレスの課題でありますとかを直に市民との協働を進めていっている所属や協働事業を実務的にしているセクションの方を選びまして、まずはプロジェクト的にさせていただいていますので、所属を代表しているということではなく、実務の担当課を集めているという状況であります。

(山内会長)

それでは、協働指針の【実践編】のほうも10月の審議会で中間的な報告をいただくことになっておりますので、タイトなスケジュールが続きますが引き続きよろしくお願ひします。

次になります、先ほどからスケジュールの話は先ほどから何度かしておりますが、事務局よりご説明いただけますか。

(市民活動担当課長)

それでは、今後の進め方について、ご説明させていただきます。

まず、「市民活動推進拠点の検討」のスケジュールでございますが、10月の中間取りまとめのご報告以降、庁内でも調整してまいりまして、ワーキング部会のほうで課題となっております拠点の規模の検討等をしていただきました。今回の審議会のご意見も踏まえまして、大阪市の動き方としては関係各所とも調整し、具体的な候補施設の検討に着手してまいる予定であります。今後につきましては、「運営のあり方」の検討に入っていただきながら、予定では11月にさせていただいておりますが、「運営のあり方」を含めました「拠点のあり方」を案として取りまとめいただきましたうえでご報告いただき、パブリックコメントといった手続きに入って最終的な答申案の手続きに入っていきたいと思ひます。

次に、協働指針【実践編】の策定のスケジュールでございますが、先ほどもご説明させていただきましたが、庁内の全庁体制としまして、6月25日に「大阪市協働推進連絡会議」を立ち上げ、この連絡会議の内部組織としまして、指針策定を支援する作業部会を設置いたしました。

また、この間、指針策定ワーキング部会を4回、作業部会を2回、開催していただき、本日、【実践編】の骨子案という形で、進捗状況をご報告いただきました。今後は、ワーキング部会と作業部会とで、9月を目途に【実践編】の素案を策定いただき、10月の審議会でご審

議をいただいたうえで、10月末を目途に、中間取りまとめをご報告いただきたいと考えております。

その後、中間報告を受けた後に、【基本編】の策定時と同様、広く市民に係るものとして、中間報告の公表を行い、意見を聴取し、併せて委員の皆様からのご意見をお受けし、さらに全庁的に係わる指針ということで、各局、各区からのご意見もいただき、12月末を目途に、これらの意見のフィードバックを行うとともに、中間報告をブラッシュアップしていただきたいと思っております。

翌年1月には、審議会として本市のパブリックコメント手続きにかかる指針として市民意見を募集させていただき、これを受けて最終の取りまとめ作業に入らせていただき、2月末を目途に審議会としての答申をいただきたいと思っております。

本市では、答申を受け、指針【実践編】の策定を行い、3月中には公表を行ってまいりたいと考えております。以上がスケジュールでございます。

(山内会長)

このスケジュールからすると、次回は協働指針の【実践編】の検討で、その次が拠点のあり方にあてられています。次回も拠点のあり方について検討したほうが良いと思います。

(市民活動担当課長)

次回の審議会の際にも拠点のほうの状況報告と皆さまからのご意見もいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(有田委員)

このスケジュールは22年度の進め方と思うのですが、23年度は拠点施設の検討というところが半年以上、もとのスケジュールから遅れているのですが、23年度についてはもとのスケジュールのとおりなのでしょうか。

先ほど早瀬委員がお話されたように、24年にはpia NPOもONPも契約が切れてしまいますので、入居団体の方にとっては不安なところも多いので、一定、状況説明ができるようにはしたいと思っておりますが、その辺の見通しをお願いいたします。

(市民活動担当課長)

施設選定の話に戻りますが、早急にさせていただいて、改修にむけての工事費の要求にもっていくのが当面の動きになりますので、しかるべき方向性が定まってきたときに、それぞれの所管の部署や大阪府と調整させていただきたいと思っておりますので、実態を踏まえた動きをしてまいりたいと重います。

(山内会長)

それでは、スケジュールは続いていきますが引き続きよろしくお願いいたします。

最後に、行政施策がどのように進んでいるかということをご参考資料にまとめていただいておりますので、ご報告をお願いします。

(市民活動担当課長)

前回の審議会の際には、予算ということでご説明させていただき、長い時間をお取りいただ

いたのですが、今回は21年度の実施報告ということでご説明させていただきます。

坂委員からもご指摘いただきましたとおり市民活動推進懇話会からの提言である「楽市楽座をめざして」というものが、基本となっておりますので、資料のなかでも「市民活動の啓発」「環境の整備」「協働の推進」「支援機能の整備」「地域との連携」という5本の柱でそれぞれのご意見の項目だしをさせていただき、その右側に20年度と21年度の実施状況をうつしております。

21年度からさせていただいているものだけ説明させていただきますが、「地域での学習を支援するための講師派遣事業」については、3月の年度末に近いときに地域の活性化に向けて地域の小グループのコミュニケーションを活発にさせていただき会議の活性化を目指すために、講師の派遣というものを実施しております、市民主体の魅力的な活動の促進のためにさせていただいております。実績としましては、派遣回数7回ということでさせていただいております。

次に「市民活動推進基金の区役所型の事業」を構築したということですが、寄附の実績につきましては、1840万円ということで寄附をいただいております。実際に今年度は9区のほうで事業実施を予定しております。この間、審議会からのご意見も反映させていただいて、それを踏まえた各区での取り組みをしております。実際の事業経過につきましては、現在実施しているところでありますので、今後審議会のほうにもご報告させていただき、事業が一巡してからこういったシステムの検証を行ってまいりたいと思います。

次に「クリック募金」というものをシステム化させていただきまして、本市のホームページ上に掲載されております協賛企業のパナーのクリック数に応じて、協賛企業から基金のほうに寄附をいただくシステムですが、21年10月から実施しまして、現在では5企業に協賛いただいております。本日見てまいりましたところ、3万クリック9万円相当の寄附をいただける状況になっております。

次に「NPOレベルアップ講座」ということで、いわゆる公募提案型事業ということで実施いたしました。これまでは、経営コンサルタントのほうで講座をされているところが多かったと思いますが、市民局のほうでは、NPOに事業企画案を公募いたしまして、実施させていただきました。講座のほうとしましては、10テーマ12講座に延べ257名の皆さんに参加いただきました。事業報告につきましては22年3月に事業報告会を実施しまして事業の検証をおこなったところであります。

かいつまんでのご説明になりますが、従来から実施しております事業につきましては、参考資料2に報告をまとめておりますので、またご覧いただきたいと思っております。

(矢田貝委員)

私のほうはワーキング部会にも参加できておりませんし、審議会に出席させていただいてこのたくさん書類に目を通させていただくのが精一杯であります。質問をしたいところもございしますが、つながりがはっきりとわかりません。これからも勉強していきたいと思っておりますが、大阪市と市民の間の距離が時間がかかって、私たち女性会とは違った進め方であります。いろいろ検討するから時間がかかるのですが、これらの大事な問題に対して、書面だけで終わ

らないようによろしくお願ひしたいと思ひます。

(山田委員)

市民活動推進基金についてなのですが、区役所型は別として従来の基金事業が前期で 200 万円ぐらいで予定されていたと思うのですが、登録団体数を見ても 40 団体しかなくて、他の市に比べても少ない状況です。堺市では N P O が 200 ぐらいで 50 団体登録があるような状況で、割合からしても非常に少ないのはどういう理由があるのか。助成金が出る額も少ないのと、事業費の 2 分の 1 助成というところも問題があるかと思うのですが、基金運営委員会では、どういう議論をされているのでしょうか。

(市民活動担当課長)

まずは、基金としての認知だと思います。周知の問題も議論していただいているのですが、その辺はもっと基金を使った事業であるということで、助成を受けられた団体のほうにも広報をしてほしいということで、チラシやホームページに掲載していただいたり、成果物についても基金を活用した事業であるということで、周知をもとめていたりしております。

ボランティア団体のほうでは、社協にもボランティア団体に対する基金もありますし、交付金の問題もあるかと思ひますので、その辺のこともあろうかと思ひます。

登録団体の数が少ないといった問題もあって、ふるさと納税制度を活用した寄附金というのが寄附文化の醸成も低いのかということもありますが、ふるさと納税につきましても市民活動に対する寄附だけではありませんので、寄附文化の醸成という意味でも一定の周知を図っていきたく思ひます。原資を拡大するような取り組み方というのも求められているところで

(坂委員)

基金の問題に関係して、区役所単位に地元に取り組みを進めていって、地元から活動していこうというのが、基金の性格にあったと思ひます。その前提で見ているとボランティアビューローなどで区役所の職員の方が本当にそういった仕事ができる環境にあるのか、マンパワーが不足してはいないのか。ホームページで P R しているということでしたが、それでも足りない場合はどこに問題があるのかということも、全体的に動かすことが無理ならば、ひとつ二つのモデルケースを作って、市民活動推進基金というものが皆さんに広がるように、市民から見てもすぐに分かるような仕組みがあればいいので、指針のほうのお話でもあった作業部会のなかでもご議論いただければと思ひました。

(新崎委員)

私は市民活動推進基金の委員もさせていただいております。広報啓発というところまではなかなかいっていないところなのですが、市民活動推進基金の中の区役所市民協働事業というところは市役所の職員の方がご自身の区にふるさと納税をされているというところで、区によってばらつきもあります。その中で、問題だなと思うのが、その実施のやり方が、私自身も市の社会福祉協議会のボランティアビューローの委員もさせていただいているのですが、区のボランティアビューローとの協働といったような提案がなく、既存のコンサルへの委託型になって

いたりして、あまり協働推進事業が計画されていないということが問題になってきました。

そういう意味で言うと、坂委員がお話されたような形で、区の職員の方も地域でどのように協働で使っていったらいいのかというのがなかなかご理解しにくい状況なのかなと思います。

社会福祉協議会やボランティアビューローと協働ということで、コンペをすとかして、エリア型の市民活動の広げ方も進めていければいいなということを内部で議論はしております。
(市民活動担当課長)

お話いただいたとおり、温度差というか活動の仕方とかについては視野が狭いのかなと感じております。アドバイザーの方や運営委員の皆様からもご意見をいただく中で、意見を反映して実施するようにしておりますし、先ほどご意見いただいた作業部会などを通じて、指針の中でも議論を進めていけたらと思うのですが、どうしても地域の方と実施するということが現場では多いようですので、いろいろなところ、社協ともそうですし、社会的主体のところともコンビネーションしていくような有効に基金を活用していくような新しい手法も考えていただきたいなというところはあるのですが、ここの部分は協働作業になりますので、区役所の現場とも一緒に考えていければと思っております。

山田委員からご意見いただきました補助金につきましては、大阪市では補助金のガイドラインの設定がされておりまして、2分の1の補助金ということになっておりまして、一定の受益者負担というものも求められておりますので、そういった中での運営となっております。

(山内会長)

それでは、予定されておりました審議事項は以上になっておりますので、以上で終了させていただきます。